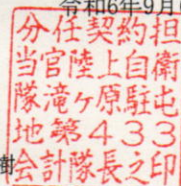


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

大企業

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号			
4PA41KK00990		4PZ91AH0086 0001				53			
品名 または 件名									
ボイラー用燃料タンク清掃検査役務 ほかに1件									
部品番号 または 規格									
仕様書のとおり									
使用器材名									
数 量	単位	銘 柄		使用期限等		グループ	指定	検査	包装
1.00	ST					A			
納地または工事場所				引 渡 場 所					
板妻駐屯地				業務隊管理科 宮下技官					
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期					
535				令和7年1月31日（金）					

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年9月19日(木) 13時20分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) グループ内訳

Aグループ：ボイラー用燃料タンク清掃検査役務 納期 令和7年1月31日
 Bグループ：ボイラー用燃料タンク清掃・検査役務 納期 令和6年12月20日

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和04・05・06年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(3) 入札の方法

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(5) 契約書の作成の成否

- ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- イ 適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(6) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(7) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
- イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
- ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、9月18日（水）12時00分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。
- エ 入札に参加する場合9月17日（火）12時00分までに電話連絡及び市場価格調査書を提出するものとする。
- オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト《<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>》）又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。
- カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。

キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

(7) 日 時：令和6年9月24日（月）9時00分

(イ) 場 所：第433会計隊 入札室

(8) 入札に関する問い合わせ先

412-8550

静岡県御殿場市中畑2092-2

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班

担当者名：深川

連絡先：0550-89-0711

内 線：343 FAX：487

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4PA41KK00990		物品番号		品名		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地		指定
調達要求番号		物品番号		部品番号 または 規格		使用器材名		仕様書番号	引渡場所				検査		
NO															
1		4P291AH0086	0001					ST	1.00					板妻駐屯地	包装
		ボイラー用燃料タンク清掃検査役務												業務隊管理科 宮下技官	
		仕様書のとおり												5 3 5	
								53					A	令和7年1月31日	
									</						

Aグループ 市 価 調 査 票

件 名 : ボイラー用燃料タンク清掃検査役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
ボイラー用燃料タンク 清掃検査役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和7年1月31日

納 入 場 所 板妻駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

Aグループ 入札書

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 蓮池 秀樹

¥ (別途消費税)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
ボイラー用燃料タンク 清掃検査役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和7年1月31日

納 入 場 所 板妻駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。
私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和6年9月19日

住 所
氏 名

作成年月日：令和 6 年 8 月 30 日
作成者：防衛技官 宮下 龍一郎
仕様書番号：第 53 号

ボイラ-用燃料タンク清掃検査役務

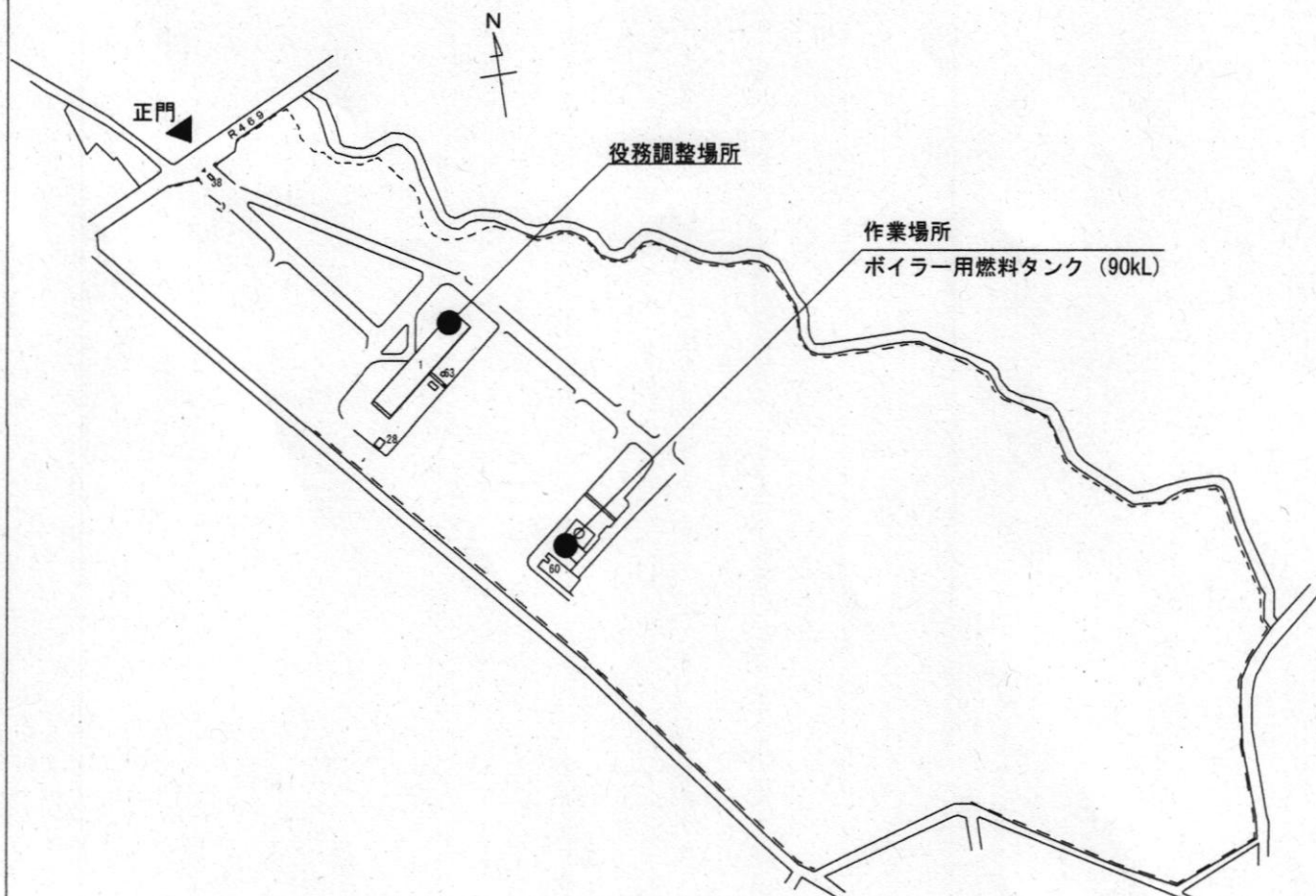
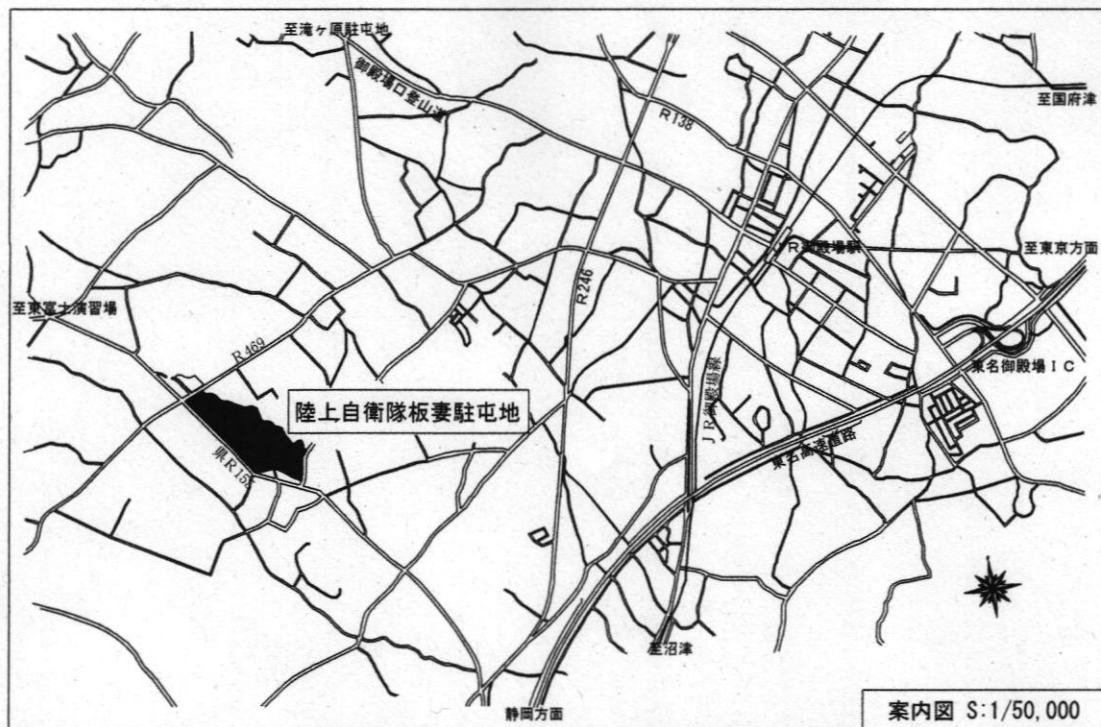
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管 財	ボイラ-係長		作成者
了	了	了	了	了	了		了
件 名	ボイラ-用燃料タンク清掃検査役務					図面番号	1 / 4
図 名	表 紙					縮 尺	-
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊						令和6年8月30日	

仕 様 書																	
件 名	ホ-1用燃料タンク清掃検査役務																
役務場所	静岡県御殿場市板妻40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地																
役務概要	地上式燃料タンク(90L)の清掃及び検査 1式																
一般事項	1 本役務は、図面及び仕様書による他すべて、消防法、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規類並びに日本工業規格等関連基準に基づき実施すること。 2 設計図書の内容に疑義が生じ、または明示がない場合は監督官と協議の上、内容を確認して指示を受ける。 3 本役務に必要な書類等は、監督官の指示に従い延滞なく手続きを行う。 4 施設に損傷を与えた場合は遅滞なく監督官に報告するとともに監督官の指示に基づき請負業者の責任において速やかに、原状に復旧する。 5 作業現場は、常に整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。また、作業現場及び許可された場所以外への無断立入を厳禁とする。 6 作業に必要な水、電気等は請負業者の負担とする。 7 役務写真は、役務前、役務中及び役務後の隠蔽となる箇所、並びに主要な作業段階状況等、監督官の指示する箇所を撮影したものをカラーサービス版程度で、A4縦用紙に整理して提出する。 8 本役務の実施にあたり安全管理に努め必要な事故防止を行うものとする。 9 撮影等は役務の遂行に不可欠な範囲に限定し、情報流出の防止に努めデータを含む記録類は役務完了と同時に破棄するものとする。 10 工程等は監督官と綿密に調整し、技術的に当然実施すべきものについては、請負者の責任において実施すること。 11 役務実施時間は原則として、平日の8時15分から17時00分までとし、土・日・祝日及び時間外の作業は監督官と協議すること。 12 提出書類は、定められた様式により作成・提出すること。 13 金属類発生材は関係書類提出後監督職員の指示する場所に集積する。その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、その結果を書面(マニフェスト等)にて提出すること。 14 作業中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生の防止に努め、一切の責任は請負業者が負うものとする。																
特記事項	1 本役務の実施に際し、請負業者は清掃及び検査、産業廃棄物に関する十分な知識及び技術を有し、かつ作業を完全に遂行できるものとし、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可書の写しを1部提出する。また処分委託をする場合は、委託契約書の写しも併せて提出する。 2 板厚測定、探傷検査をはじめとする各種非破壊検査はすべて、各試験種別ごとに検査、報告の時点において「JIS Z 2305」に基づく国家資格を有する者により実施する。 3 燃料タンクの清掃要領 (1) 燃料タンクの清掃は、タンクのマンホールを開口し、内部に入槽して清掃する方式(以下潜入清掃法)により実施する。 (2) 清掃前に残油の抜き取り及びガス抜きを実施する。 (3) 使用する用具等は、引火爆発のおそれのないものを使用する。 (4) 本役務終了後の保障期間は1箇年とする。また、作業中の事故及び安全管理については請負業者が全責任を負うものとする。隊員や部外者等に障害を与えた場合は、請負業者の責任において補償する。 4 検査対象物 <table border="1" data-bbox="375 1592 1238 1673"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>建設年月</th> <th>タンク容量(kL)</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>燃料種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号タンク</td> <td>S46.11</td> <td>90</td> <td>基</td> <td>1</td> <td>A重油1号2種</td> </tr> </tbody> </table> 5 肉厚検査 (1) 目視検査 ア 直接目視、間接目視によって、外観・寸法・腐食・孔食その他傷等、異常の有無を検査するものとする。 イ タンク底板内面、側板内面及び屋根板の母材及び溶接部の目視検査を行い、腐蝕等の異常箇所について、深さ1mm以上は記録し、箇所及び寸法等を報告書に記載し官側へ提出する。 (2) 超音波探傷検査による板厚測定 ア タンク本体(金属内)の欠陥、金属面の厚みを「JIS Z 2355」に準じ、板厚測定実施する。					施設名	建設年月	タンク容量(kL)	単位	数量	燃料種別	1号タンク	S46.11	90	基	1	A重油1号2種
施設名	建設年月	タンク容量(kL)	単位	数量	燃料種別												
1号タンク	S46.11	90	基	1	A重油1号2種												
<table border="1" data-bbox="710 1975 1503 2082"> <tr> <td>名 称</td> <td>ホ-1用燃料タンク清掃検査役務</td> <td>図面番号</td> <td>2 4</td> </tr> <tr> <td>図 名</td> <td>仕 様 書</td> <td>縮 尺</td> <td></td> </tr> </table>						名 称	ホ-1用燃料タンク清掃検査役務	図面番号	2 4	図 名	仕 様 書	縮 尺					
名 称	ホ-1用燃料タンク清掃検査役務	図面番号	2 4														
図 名	仕 様 書	縮 尺															
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊																	

仕 様 書

- イ タンク底部から500mmの高さの範囲において、500×500mmの格子状の交点を測定するほか、いずれも腐蝕の認められた箇所を測定するものとする。
- (3) 磁気探傷検査による溶接部等の点検
タンク底面及び側板1段目の立ち上がり300mm以内の溶接全線（ノズル部含む）につき「JIS G 2320」に準じ、磁粉探傷検査（極間法）にて実施する。
- 6 清掃作業にあたっての注意事項
- (1) 作業に先立ち、ガス検知器、酸素濃度測定器、換気装置、防毒用具、非難用具等を準備しなければならない。
 - (2) 使用する電気機器は、耐圧・防爆の性能を有するものとし、電線はキャブタイヤコードを使用する。
 - (3) 引火爆発の危険がある作業につき、火気には十分注意し、入槽の場合は、マッチ、ライター等の他、摩擦発火のおそれのある鉄鋏をうった靴、鉄製金物を持ち込んではいならない。
 - (4) 入槽前に油槽内のガスを送風機等でよく換気した後、ガス検知及び酸欠測定を実施し、安全を確認するとともに潜入清掃作業中は継続して強制換気を実施するものとする。
 - (5) ガス抜き作業により燃料タンクの周辺にある施設等に危害発生のおそれがある場合は、この旨監督官に報告するとともに、速やかに作業を中断する。
- 7 潜入清掃法細部要領
- (1) 先ず燃料タンクのマンホール及び付属配管等を開放し、タンク内の残油、スラッジ、水分等を抜き取る。これを監督官の指示に従い、それぞれ区分する。
 - (2) 燃料タンク内面の底部及び側壁については、非鉄ブラシまたはモップ等を使用して入念に浮出錆を錆落したのち、洗油（白灯油）をもってウエス等で完全に拭き取る。
 - (3) 最後に、送風機等で内部を完全に乾燥（タンク内ガス濃度5%LEIMまで）要とするときは、予め監督官の承認を得た化学洗剤を使用する。
 - (4) 内部清掃作業終了後、マンホールを復旧する際にパッキンその他、ボルト類の交換を実施し、材料は請負業者の負担とする。この接続にあたっては、燃料が漏出しないように作業する。
 - (5) タンクマンホール上蓋及びプロテクターの取付整備をもって潜入清掃作業の終了とする。
 - (6) 内部清掃作業中、燃料タンク内壁の破損の発見に努め、異常がある場合は速やかに監督官に報告する。
 - (7) 清掃作業開始時油槽内の燃料残油は、請負業者側においてすべて取り除くこと。なお、上澄燃料については隣接する151.7kL地上燃料タンクに移し、底部残の廃油については請負業者の責任において適正に処理し、合法的に場外搬出処分する。
- 8 報告書等
- (1) 作業開始前に作業計画書を提出し、監督官の承認の後に作業を実施する。
 - (2) 作業完了後、速やかに検査実施結果報告書3部を、官側へ提出する。
- 9 本役務に使用する資機材並びに工具類について
搬入前に点検整備・調整したものを用いるほか、マンホールがタンク上面にあることから高所作業に適応した資機材等を用意すること。
- 10 請負業者が負担する交換部品等の消耗品は下記のとおり。
- (1) ノンアスベストマンホールパッキン φ505 1箇所
 - (2) ボルト、ナット M15 ステンレス製 16組
- 11 役務完了検査
清掃及び点検終了後、タンク内部を乾燥した内部の状態及び原状回復を官側で検査するほか、検査実施結果報告書及びマニフェストE票の検査を以て役務完了検査とする。
- 12 日 程
清掃及び点検作業の予定日については令和6年10月10日（木）～令和6年10月15日（火）のうち1日とするが、細部については官側と協議すること。

名 称	ホイル用燃料タンク清掃検査役務	図面番号	3
図 名	仕 様 書	縮 尺	4
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			



名 称	ボイラー用燃料タンク清掃検査役務		4
図 名	案内図・配置図	縮 尺	4
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊			

Bグループ 市 価 調 査 票

件 名 : ボイラー用燃料タンク清掃・検査役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
ボイラー用燃料タンク 清掃・検査役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和6年12月20日

納 入 場 所 滝ヶ原駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

Bグループ 入 札 書

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 蓮池 秀樹

¥ (別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
ボイラー用燃料タンク 清掃・検査役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和6年12月20日

納 入 場 所 滝ヶ原駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。
私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和6年9月19日

住 所
氏 名

ボイラー用燃料タンク清掃・検査役務

件 名	ボイラー用燃料タンク清掃・検査役務	仕様書 番 号
名 称	表 紙	5 1
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和6年9月3日

仕 様 書

- 1 件 名
ボイラー用燃料タンク清掃・検査役務

2 使用場所
静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地構内

3 役務概要
燃料タンク（重油）50KLの清掃及び検査一式

4 一般事項
(1) 本仕様書はボイラー用燃料タンク清掃・検査役務について適用する。
(2) 本役務の施工にあたっては、本仕様書及び関係法令に基づき実施する。
(3) 本仕様書の内容に明示なき場合は疑義が生じた場合、監督職員と協議して内容を確認する。また、技術上当然必要とする事項については、請負者の負担において実施するものとする。
(4) 契約後、工程表を作成し監督職員に提出するほか、監督職員に示される開始届、現場代理人指名通知書等の書類を速やかに提出するものとする。
(5) 役務実施中の撮影箇所及び方法は、監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「営繕写真撮影要領」（国営建設第11号）に準じて実施するものとする。
(6) 役務実施場所においては、関係法令を厳守し常に整理整頓を行い、特に危険箇所については必要な措置を講じる等安全管理を徹底するものとする。
(7) 本役務実施中は既存施設及び設備の保護には十分注意し、万一破損若しくは汚損させた場合には、請負者の負担において早急に復旧するものとする。また、事故発生時には直ちに監督職員に報告するものとする。
(8) 本役務に必要な電気及び水は請負者側において持ち込むものとする。但し、本工事において電気及び水を官側から借受する場合は、監督職員と調整のうえ、請負者側の負担により計器等を設置し使用量の料金を官側の規定により支払うものとする。
(9) 本役務完了に際しては、役務実施場所における内外の後片付け及び清掃を入念に実施するものとする。
(10) 作業時間は原則として平日0830から1630とするが、役務の実施上日程時間の延長を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。

5 特記事項
(1) 清掃
ア 燃料タンク清掃は、次の事項を遵守するものとする。
(7) 作業に先立ち、ガス検知器、酸素濃度測定器、換気装置及び避難器具を準備するものとする。
(4) 使用する電気機器は、耐圧・防爆性能を有するものとし、電線はキャブタイケープルを使用するものとする。
(9) 本役務は引火爆発の危険がある作業につき、火気には十分注意し火花を発するもの若しくは、発生する恐れのある機械器具を使用しない。またマッパチ、ライター等のほか、摩擦発火の恐れのある鉄鋌を打った靴、鉄製金物を持ち込まないものとする。
- イ 作業前にタンク内のガスをよく換気した後に作業を開始するものとする。ガス抜き作業により燃料タンクの周囲にある人畜及び住宅に危険を及ぼすと思われる場合は、速やかに作業を中断し、監督職員へ報告するものとする。

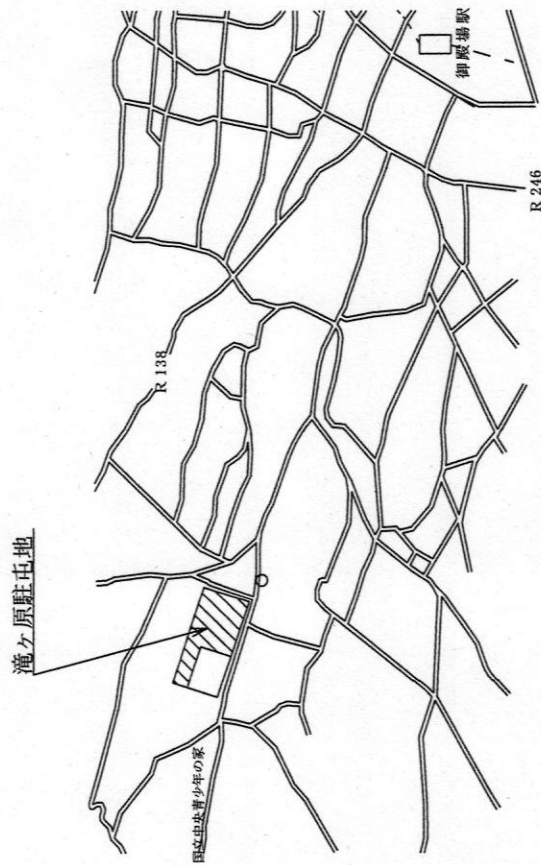
ウ 清掃作業は、初めに燃料タンクのマンホールを開放し、タンク内の残油スラッジ及び水分を抜き取り、区分しておくものとする。次いで、燃料タンク内部の底部、側壁及び屋根部については、清水をもって清掃し、非鉄ブラシ又はモップ等使用して入念に付着物を落とし、洗浄した面を綿密にウエス拭きし、送風機等をもって内部を完全に乾燥させた後、マンホール及び付属配管等を復旧するものとする。また、その際に必要とするパッキン及びボルトナットの更新は請負者の負担とし、燃料が漏出しないように十分留意すること。

エ 内部作業中は、燃料タンク内壁異常の発見に努め、異常のある場合は速やかに監督職員に報告するものとする。

オ 清掃作業開始時の燃料残油は、10～15KLまで調整しているものとする。

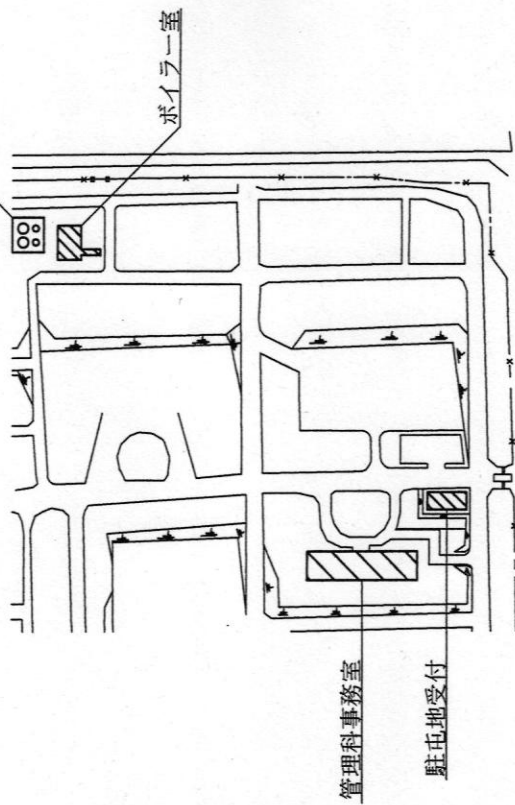
カ 拭き取った油残油は、使用できる油（A）、泥油（B）、スラッジ（C）に区分し、（A）については、清掃後タンクに戻し、それ以外については請負者が場外に搬出し、関係法令に基づき処理を行うものとする。なお、処理に係る経費については、全て請負者の負担とし、産業廃棄物処理（マニフェスト）を処置終了後、速やかに官側に提出するものとする。

(2) 肉厚検査
ア 検査作業内容は、下記のとおり実施するものとする。
(7) 目視検査（底板及び側板）：タンク内部を目視により沈下状況の確認
(4) 板厚測定（底板及び側板）：図に示す箇所の測定を実施
(9) 磁粉探傷試験（底板及び側板）・割れ試験：底板の割合せ部を実施
イ 検査要領及び細部については、消防関係法令に基づき実施するものとする。また、本役務の実施前には「御殿場市・小山町広域行政組合危険物の規制に関する規則」第3条に示す「危険物反貯蔵・仮取扱い承認申請書」を請負者が消防署へ届け出るものとし、その承認書を官側へ提出するものとする。なお、届け出る際の手数料等については、全て請負者の負担によるものとする。
エ 検査実施者は、非破壊試験技術者資格を有する者が点検を行い、資格証明書の写しを官側へ提出するものとする。
(3) その他
ア 作業時期は、10月～11月15日までに行うものとする。細部については、監督職員との調整による。
イ 本役務に使用する材料は、全て新品とし、監督官の検査を受け、請負者の負担によるものとする。また、交換部品が新品である証明書等（出荷証明書等）を提出すること。
ウ 完了検査終了後、取替部品及び施工上の欠陥によるとみられる不具合の発生について請負者は、1年間その責を負うものとする。
- | 工事
名 | 図
面
名 | 仕
様
書 | 図面
番号 | 1 / 3 |
|--------------|-------------|-------------|----------|-------|
| | | | 縮 尺 | |
| 滝ヶ原駐屯地業務隊管理科 | | | 令和6年9月3日 | |



案内図 S=1/X

地上式50KLタンク
役務実施場所



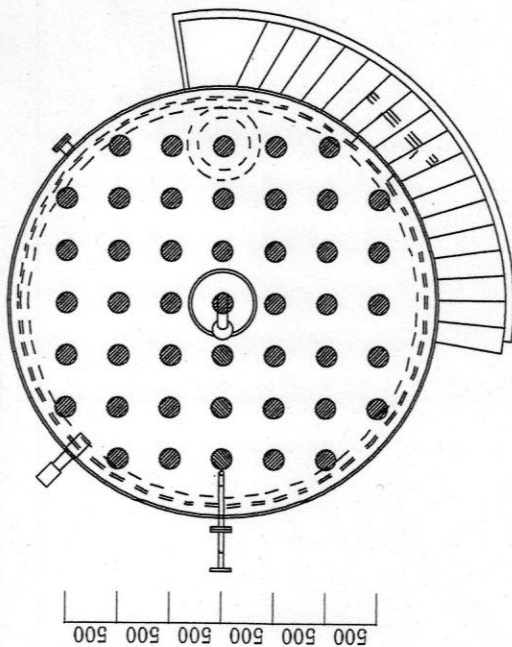
配置図 S=1/X

工事名	ボイラー用燃料タンク清掃・検査役務	図面番号	2/3
図名	案内図、配置図	縮尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和6年9月3日	

凡 例

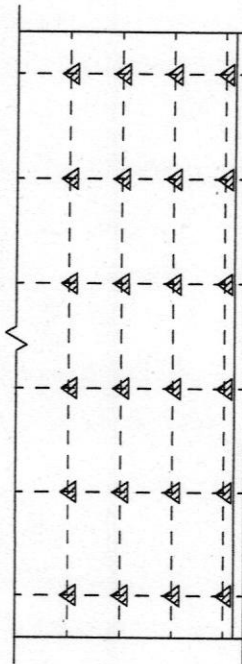
- : 底板超音波肉厚検査場所
▲ : 側板超音波肉厚検査場所

500 500 500 500 500 500 500 500 500 500



燃料タンク平面図 S=1/50

2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000 2,000



11,618

燃料タンク展開図 S=1/X

容 量 50KL (A重油)

寸 法 3,900φ I.D×4,500H

材 質 SS400

板 厚 上板・側板 $t=6.0$ ~ 4.5 、底板 $t=6.0$

塗 装 外面 $\sim$ 錆止め2回塗りの上、
現地にてシルバー塗装2回

アトモスバルブ点検清掃実施

マンホール 500φ
パッキン及びボルトナット交換

手置

400

最高液面

4,590

液面計

350φフロア

給油口 65A

送油口 50A

排油口 50A

3,900

燃料タンク断面図 S=1/50

工 事 名	ボイラー用燃料タンク清掃・検査役務	図面 番号	3 / 3
図 名	燃料タンク平面図、展開図、断面図	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和6年9月3日	